

省エネ家電購入支援事業業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

本業務では、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図ることを目的とします。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 省エネ家電購入支援事業業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和5年3月27日（月）まで
- (3) 業務内容 別紙「省エネ家電購入支援事業業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

534,999,300円（消費税及び地方消費税を含む）
うち、ポイント等交付上限額は440,000,000円以内（非課税）とするが、実績に応じて変更するものとします。

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、「省エネ家電購入支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定基準に基づき審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

本企画提案コンペへの参加を希望する者は、下記に基づき必要な書類を提出してください。

(1) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をしてください。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時との連絡を行ってください。

(2) 提出期限

令和4年11月7日（月）17時まで（必着）

※提出期限までに下記（3）に示す提出書類すべてを提出いただけなかった場合は、企画提案コンペの評価の対象となりませんので、留意してください。

（3）提出書類及び提出部数

ア 企画提案コンペ参加資格確認書（第1号様式）及び添付書類 1部

※必要な場合は、委任状（第2号様式）1部を提出してください。

イ 企画提案書（原則A4版、任意様式、概ね20ページ以内）8部（正本1部、副本7部）
企画提案書は、別紙「省エネ家電購入支援事業業務委託仕様書」に基づき提案を行うとともに、次の①から⑦までに関する企画・提案が含まれるように作成してください。

①事業実施にあたっての基本的な考え方

・仕様書を踏まえ、業務の実施にあたっての基本的な考え方

②提案者の概要及び実績、業務実施体制

・提案者の組織概要（パンフレット等の添付でも可）

・類似事業についての実績の有無及びその主な内容（委託元、期間及び受託業務の概要等）

・本業務を実施するにあたっての具体的な実施体制

・コールセンターの設置及び運営方法

③ポイント交付関係

・ポイント等交付申請・審査の仕組

・申請に対する審査体制及びシステムの内容及び維持管理方法

・不正防止措置

・交付することができるポイント等の種別

④周知活動

・対象店舗への事業説明方法

・県民向け周知・広報方法

⑤セキュリティ確保

・システムセキュリティ確保の取組

⑥業務実施スケジュール

⑦その他事業の目的を推進するために有効な事項（任意）

ウ 見積書8部（正本1部、副本7部）

記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。また、合計金額は消費税抜きの金額及び消費税込みの金額を両方記載してください。

エ 共同事業体協定書兼委任状（第3号様式）8部（正本1部、副本1部）

※共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付してください。

（4）提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部地球温暖化対策課

（5）企画提案コンペの審査項目

①効果性

・仕様書に定める要件を満たしており、業務の目的を達成するために効果的な提案内容となっているか。

②企画性

・キャンペーンの運営にあたり、提案内容が具体的かつ効果的となっているか。

・独自のアイデア等が盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。

・ 交付するポイントは汎用性の高いものとなっているか（ポイント種別、種類等）。

③業務遂行能力

・ 実現可能な提案内容となっているか。

・ キャンペーンを実施する上で適切な実施体制、スケジュールが提案されているか。

④計画性

・ キャンペーンの運営が確実に実行できる体制が整備され、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか。

⑤価格性

・ 費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。また、積算内訳・根拠は適切か。

(6) プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時、場所等については、令和4年11月9日（水）までに電子メールまたは電話により連絡します。

日時 令和4年11月10日（木）（予定）

場所 津市内

また、提案者によるプレゼンテーションの実施については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、県が指定するオンラインシステムを活用し実施する場合がありますので留意してください。

(7) 最優秀提案の選定結果

最優秀提案を選定した後、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

6 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた受託候補者は、速やかに以下の書類を提出することとします。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し。
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し。
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す「契約実績証明書」（第4号様式）

7 質疑及び回答

(1) 質問の受付期間

令和4年10月28日（金）17時まで（必着）

(2) 受付方法

質問は文書（任意様式）により、担当課あて電子メールまたはFAXで提出のうえ、電話にて着信の確認を必ず行ってください。また、題名の最初に「【質問】省エネ家電購入支援事業業務委託」と明記してください。

なお、質問文書には事業者名のほか、回答を受ける担当窓口の課名、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況等に関する内容等は受け付けることができません。

(4) 質問への回答

令和4年11月2日(水)までに原則三重県ホームページに回答を掲載します。

なお、質問がなかった場合は掲載しません。

8 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

(4) 契約は、三重県環境生活部地球温暖化対策課において行います。

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

10 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

11 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

14 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

15 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。また、提出のあった企画提案資料は返却しません。
- (3) 企画提案書等は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (5) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。

16 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班（担当：牧添）

TEL：059-224-2368 FAX：059-229-1016 E-mail：earth@pref.mie.lg.jp